

平成 24 年 11 月 27 日

福島県産業復興相談センター

## 福島産業復興機構による債権買取の第 7 号案件の決定について

先般（11 月 26 日（月））、福島県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、福島産業復興機構において、債権買取の第 7 号案件を決定しましたので、お知らせいたします。

二重債務問題への対応については、平成 23 年 11 月 29 日（火）、被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、福島県中小企業再生支援協議会（公益財団法人福島県産業復興センター内）に「福島県産業復興相談センター」を開所しました。また、同 12 月 28 日（水）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「福島産業復興機構」を設立しました。

福島産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援します。

### ▽事業者・支援の概要

- ・福島県中通り地方の食品加工販売業。従業員数 38 名。震災により施設工場設備が損傷し一時操業を停止していたが、スーパー等の需要に応えるため早期に操業を再開。しかし、原発事故による風評被害等の影響により販路が縮小する等、収益が大幅に落込み、資金繰りが悪化。今般、一部設備の改修・修繕による生産性の向上及び商品構成の見直しによる生産の効率化等を図ることを企図。そのために必要な資金の調達を円滑に行うべく債権買取を行うもの。
- ・新規融資については、地元信金が支援。また、買取対象債権には他県地銀、地元地銀、都銀、政府系金融機関の金銭債権が含まれる。